

千葉市受動喫煙の防止に関する条例（仮称）の基本的な考え方の概要

1 現状整理

(1) 受動喫煙による健康被害

受動喫煙により、年間1万5千人が死亡しており、超過医療費は3千億円以上と推計されている。

	肺がん	虚血性心疾患	脳卒中	乳幼児突然死症候群(SIDS)	合計
病気になるリスク	1.3倍	1.2倍	1.3倍	4.7倍	
受動喫煙による年間死者数	2,484人	4,459人	8,014人	73人	15,030人

(2) 健康増進法の改正（段階的に施行され、2020年4月に全面施行予定）

改正案を今国会で審議。現在、受動喫煙対策は施設管理者の努力義務とされているが、望まない受動喫煙をなくす観点から、喫煙者や施設の管理権原者に受動喫煙対策を罰則付きで義務付ける規制を導入（国内すべての地域における最低限の規制）。

(3) 本市の状況

ア 市民の意識等（平成28年度、平成29年度市民アンケートより）

喫煙する人は減る一方で、受動喫煙の機会は多く、特に飲食店で多い。

(ア) 成人の喫煙率：13.7%、市民が受動喫煙を受けた場所：飲食店(37.1%)、職場(19.6%)、遊技場(9.3%)

(イ) 飲食店における効果的な受動喫煙対策（敷地内禁煙、建物内禁煙、仕切のある分煙）を望む割合
市民全体：約8割、喫煙者（1か月以内に喫煙した者）：約5割

イ 飲食店の現状（平成26年度経済センサス基礎調査、平成29年度飲食店アンケートより）

飲食店は小規模店が多く、受動喫煙対策が進んでいない。

(ア) 飲食店の数：約3,200事業所、飲食サービスの従業員：約3万2千人 ※経済センサス基礎調査

(イ) 約1/3が完全禁煙を実施している。約1/2は何らかの対策（分煙、掲示等）をしている。

(ウ) 大規模店（客席面積100㎡超）と小規模店（客席面積100㎡以下）の比較

	従業員雇用有	対策未実施	対策不要と考える	
小規模店(92.0%)	66.6%	45.1%	19.4%	※小規模店の約2/3が従業員を雇用しているが、大規模店と比べ受動喫煙対策をしておらず、今後も消極的である。
大規模店(8.0%)	97.7%	14.0%	9.3%	

(エ) 未対策店舗では、客や売上げ減少の懸念や、行政の統一したルール策定を望む声が一定数ある。

ウ 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催都市

近年の開催都市では、屋内を全面禁煙とする等法律や条例で罰則を伴う受動喫煙対策を講じており、国際オリンピック委員会（IOC）が唱えるスモークフリーへの取組みは世界の潮流となっている。

(4) たばこ規制が飲食店に与える影響

世界保健機構（WHO）等の研究、調査では、たばこ規制が飲食店の経営に影響がないという結論である。国内自治体の調査等でも、自主的に全面禁煙にした店の中で、「96%が売上げは不変又は増加した」「売上げが減ったのは8%」等、売上げが減少した店は少数であることが示されている。

(5) 他都市の状況 東京都は、「人」に着目した独自のルールを設けた条例を制定した。

2 条例制定の必要性

法改正後も小規模かつ既存の飲食店は喫煙可能とする経過措置があり、多くの飲食店で喫煙が可能となる中、客は受動喫煙のない店を選択できるが、従業員は選択することが困難であるため、保護する必要がある、それにより、喫煙可能な店が減り、市民全体の受動喫煙を減少させることにつながる。

そこで、市民の健康増進を図るため、法の改正に合わせ、市独自の規制を加えた条例を制定することで、より実効性のある受動喫煙対策を推進する。

3 条例の基本的な考え方

(1) 健康増進法改正案の主な内容

区分	喫煙可否		市条例 (独自基準)
	原則	例外	
場所	① 学校、病院、児童福祉施設等、 行政機関 *	屋内 禁煙 屋外 禁煙	屋外で必要な措置がとられた場所は喫煙可 (2)ア
	② 飲食店(大規模or新規)、パチンコ店、 ホテル(客室を除く)、劇場、理美容店、 商業施設、体育館、事業所(職場)等 (①③以外の多数の者が利用する施設)	屋内 禁煙	喫煙専用室(飲食不可)設置可 加熱式たばこ専用の喫煙室(飲食可)設置可
	③ 既存特定飲食提供施設 (小規模※かつ既存の飲食店)	屋内	経過措置として、喫煙可能な旨を掲示すれば喫煙可 (飲食可)
その他	喫煙できる場所への標識の掲示 *		掲示を義務付け
	喫煙できる室への20歳未満の立ち入り		客、従業員とも立ち入り不可(罰則の適用なし)
	罰則の適用(過料)		喫煙禁止場所における喫煙(最大30万円) * 喫煙器具、設備等の設置(最大50万円) * 紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等(最大50万円)

※小規模とは、資本金5千万円以下かつ客席面積100㎡以下。 2020年4月1日全面施行予定(*①に関する規制は2019年度中)。

(2) 市条例で規定する独自基準（案）

ア 行政機関の責務【努力義務】

国、県及び市の事務処理を行う庁舎等（本庁、区役所等）は、行政手続き等を行う市民にとって他施設を選択することができず、また、民間施設の模範となるべき立場であることに鑑み、屋外であっても喫煙可能な場所を設置しないよう努める。

イ 飲食店への規制強化【段階的に規制を強化】

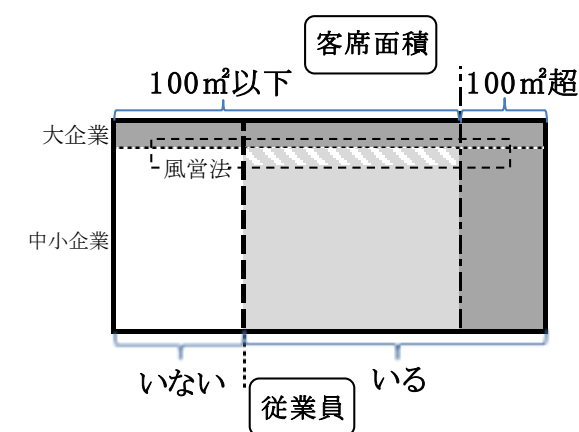
受動喫煙にさらされる従業員の健康を守るため、従業員のいる既存特定飲食提供施設は、喫煙専用室（飲食不可）等を設けない限り喫煙不可とし、これに違反した場合は5万円以下の過料を科す。

ただし、社会通念を踏まえた現実に即した対応として、キャバレーやナイトクラブなど風俗営業法の接待飲食等営業や特定遊興飲食店営業に該当する施設は、経過措置として当面は努力義務とし、それ以外の飲食店での禁煙が浸透するなどの段階で、規制を強化する。

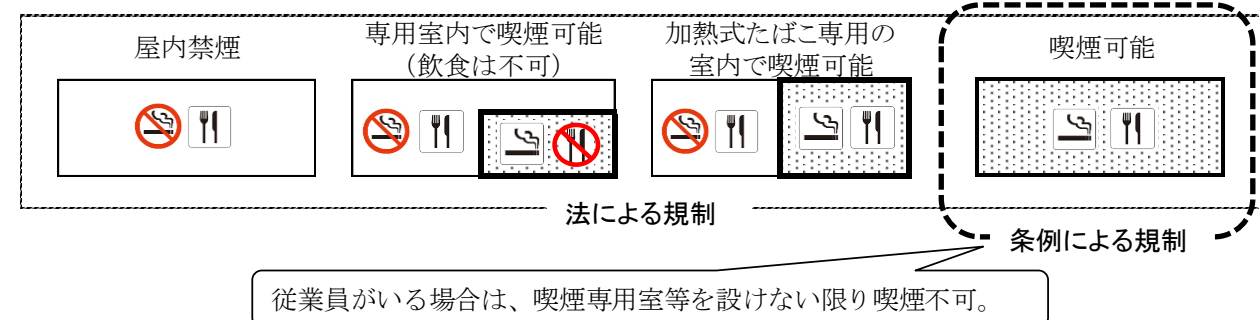
喫煙不可となる市内飲食店の推計：約70%※

※風俗営業法に該当する施設を除くと約66%
(風俗営業法第2条第1項第1号～第3号、同条第11項の営業の用に供する施設)

<飲食店規制のイメージ>



<既存特定飲食提供施設における、法及び条例による規制のイメージ>



ウ 20歳未満の者の保護強化【努力義務】

自ら受動喫煙を避けることが困難な20歳未満の者を守るため、保護者は監護する未成年者に受動喫煙を生じさせないように努める。